

香北町区長会における（株）GFによる風力発電に関する説明会についての
指摘事項及び調査の要望について

区長有志一同

○1月24日の区長会における事業者の説明の問題点

事業者による区長会での説明に関して、真偽の疑われる説明など以下のような問題があったため、事業者への確認と必要に応じて指導をお願い致します。

- ①【意見書への回答書に関して】…当日資料として配布された「意見書への回答書」をよく見ると、意見に対して直接的な回答がなされていないものが散見されます。また、意図的な虚偽の説明と思われる回答があったり、曖昧で誤認を抱かせるような回答もあったり、不誠実な回答書となっています。疑問の声の上がっている箇所に関して2ページ目以降に注釈を入れ説明させて頂いているので、ご参照のうえ事実確認をして頂き、もし虚偽の説明や不誠実な回答などが確認された場合には、事業者から改めて訂正文書を出させたり、その回答の経緯の説明を求めるなどの適切な指導や対応をお願いいたします。
- ②【事業の進行に対して】…「まだ何の事業計画にも至っていない」「まだ全然進んでいる状況にない」「進んでいるつもりは事業者にはございません」という説明が繰り返されました。ですが、環境アセスメントの手続きを行うことや行政機関との折衝、風況ポールの建設など事業を進展させていることは明らかであり、何も知らない地元の区長を誤魔化そうとする姿勢は大変不誠実であり信頼に足るものではありません。
- ③【四国内で使う電気を発電するという説明】…回答書への意見でも指摘していますが、「発電した電気は四国内で使用する」という趣旨の発言を何度も行っていました。現実では不可能な話をして地域住民を誤解させることを意図的に狙うものであり、発電事業者として非常に悪質なモラルを疑う行為です。

- ④【愛媛の事例について】同社が愛媛県で進めている事業で地元集落に起こった事態についてGF社の陶久氏より説明がありました。その内容の真偽について愛媛県の地元の方に確認して頂いたところ、事実と大きく異なる説明がされていたことが判明しました。陶久氏は「地域の反対は少数であり、風車が人口減少の原因ではない」との説明をしていましたが、実際は最終的に地区の7割以上が反対署名を行っているなかで、住民の知らない間に自治会が建設同意の決議を採ったためなし崩し的に建設同意となり、風車問題で地域が二分化されてしまったため移住が途絶えて集落衰退の決定要因になったとのことでした。

本説明会が行われた区長会という場合は、各集落の自治会運営を担う代表が集まる場であり、その場での説明において、虚偽の説明をしたり過去の計画地の集落で起きた騒動について事実と異なる説明をしたりすることは許されるべきものではありません。事実関係を確認して頂いたうえで、事業者へ問い質して頂きたいと願います。

※以下のページにて具体的な問題点の指摘内容と、市から事業者への調査・確認をして頂きたい事項を記載しております

計画段階環境配慮書について提出された環境の保全の見地からの提出意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第3条第7項の規定に基づいて、当社に対して提出された環境の保全の見地からの意見は206件であった。主な意見に対する当社の見解は下表のとおりである。

表 計画段階環境配慮書について提出された環境の保全の見地からの提出意見の概要とこれに対する事業者の見解

事業計画に関する意見（105件）		
No.	意見の概要	事業者の見解
	・事業者が撤退や倒産で事業を継続できなくなった場合には、誰が工作物の撤去を行うのか。 ・事業中止や撤退した場合に、土地の現状復帰を行うのか。 ・事業地の造成や事業用の道路からの排水の影響による土砂災害、事故や災害による風車の倒壊、部品の飛散、山林火災等の責任は誰がどのように負うのか。	・事業の実施にあたっては、耐久性のある機材を慎重に選択し、風況をしっかりと確認してから風車を設置いたします。事業期間終了後に事業を継続しない場合は、関係機関等と協議の上、植林等を行い、土地の現状復帰を行う予定です。 ・工作物の撤去や現状復帰のための費用については積み立てを行う予定です。 ・万が一本事業に起因する土砂災害やその他事故災害が発生した際は、事業者が責任を持って直ちに原因や被災状況を調査し、関係機関と協議の上、早期復旧及び問題解決に努めます。
	・徳島県の業者がなぜわざわざ高知県で風力発電をやるのか。 ・なぜ再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）の陸上風力導入ポテンシャルで対象外地域となっている場所を計画地としているのか。	・四国内における風況から、高知県の当該地域が風力適地であると考えられるためです。 ・ご指摘のとおり、本事業の計画地はREPOSによるとその一部が対象外地域となっております。REPOSでは、標高などの自然条件、国立・国定公園等の法制度、居住地からの距離などの土地利用状況から陸上風力発電の推計除外条件が設定されており、既設の風力発電機の設置状況、事業性、および建設にかかる技術的限界を参考に標高条件が1,200mに設定されております。本事業では、事業性及び技術的限界をふまえ、標高1,200m以上の地域も対象としております。
	・四国の中で使う電気は足りているので風車は必要ない。 ・なぜ本州へ送る電力を四国で作らなければいけないのか。	・CO₂削減に貢献し、燃料の輸入に頼らない純国産エネルギーを増やしたいと考えております。 ・本事業により発電した電気は、四国電力送配電株式会社の送電網へ接続し、送電する予定です。本州への送電ではなく、地元の企業をはじめとするみなさまに電気を使用していただきたいと考えております。
	・配慮書の縦覧期間や意見募集の期間が短い。 ・住民説明会開催の周知が不十分ではないか。 ・このような大規模な施設を計画するのであれば、事前にもっと色々な団体へ話をするべきではないのか。	・配慮書の縦覧や意見募集については、環境影響評価法及び発電所アセス省令に従い実施いたしました。 ・事業の実施にあたっては、利害関係者や周辺住民の皆様のご理解・ご協力が不可欠と考えておりますので、適宜説明会を開催し、十分な説明を行ってまいります。 - また、本事業の配慮書に対して貴重なご意見を多数いただきましたので、今後の手続の中でご相談させてい

【1】倒産した場合の撤去について

- ①『倒産した場合に誰が撤去を行うか』について回答が一切なされていません。
- ②風車と撤去の問題は全国どの風力事業でも関心を集めています。そのことを風力事業者であるG F社が知らないことはあり得ないため、地元の関心の高い撤去問題について意図的に回答をしていないことは明らかです。
- ③「地元の理解を得る」と言いながら、自社に都合の悪い質問は意図的に答えない姿勢に大きな不信感があります。この点だけでも地元と共に歩むパートナーになり得ない企業だと判断せざるをえません。
- ④区長会の際にG F社は「プロジェクトファイナンスの形式を用いるため倒産リスクがあれば事業にGOサインが出ない」という旨の説明を行いました。しかし、世の中のあらゆる事業に想定外の倒産リスクがあることは説明の必要もなく、金融機関や投資会社が認めた事業であっても例外はありません。
- ⑤本事業も想定外に不採算化する可能性は当然あります。赤字や不採算となれば撤去費用の積み立ても予定通り出来るはずはなく、倒産となれば風車の撤去が地元自治体の負債となります。
- ⑥また今回のように、プロジェクトファイナンス形式で特定目的会社を立ち上げて事業を行う場合、その合同会社が倒産した際の負債は法的に出資企業の本体（G F社や関西電力）にまで及ばない仕組みになっているはずです。その点に関してはG F社からは説明が行われていません。

- ★以上を踏まえて、想定外に不採算化して積み立てが出来なかった場合や倒産した場合に、撤去や原状回復の件はどうなるのかについて、市として事業者へ調査を行って下さい。
- ★その際は、本回答書のような曖昧で逃げ道のある回答ではなく、明確かつ法的な責任関係も明らかにした上で回答するよう求めて頂くことが重要かと思います。

【2】発電した電気が四国で使われるのか？

- ①四国電力管内で発電される電気のうち四国内で使われるのは約2/3で、約1/3は系統連携線で四国外に流されています。つまり現状でも四国内で発電した電気は余っており、四国外に融通している状況です。《※四国電力「四国エリアの過去の電力需給データ（2023年度）」を参照》
- ②電気は分離できません。四国電力の送電網に流した時点で他の電気と混ざってしまうため、この風車で発電した電気を「地元だけで使用する」ということは送電の仕組み的に不可能です。（コップに混ぜたコーヒーと牛乳から、牛乳だけを取り出して飲むことができないのと同じです）。
- ③つまり、新たに発電所を増やしても、四国外に送る電気を増やすためのものでしかないというのが実際です。（既に溢れ出しているコップに水を加えるのと同じです。新たに注いだ水もコップの中で混ざりはしますが、本質的には溢れ出る水の量を増やすだけの行為です）。
- ④それにも関わらず、「本州への送電ではない」「発電した電気は地元で使える」と、誤解させる回答をしています。
- ⑤区長会の際のG F社陶久氏の説明でも「作った電気は四国電力の送電線に送り込んで地元の皆さんに使って頂く」と、地元で100%使える電気であるかのように発言し誤解を生じさせています。
- ⑥G F社は発電事業者ですから当然それらを理解した上で、地元に対して誤認させるような回答をしている訳です。地元住民や行政を意図的に騙そうという意思がなければこのような回答にはなり得ないため相当に悪質です。
- ⑦そしてさらに輪をかけて悪質なのは、「考えております」と語尾を濁すことによって、万が一指摘された場合でも「嘘は言っていない」「当社としてはそのような想いを持って事業に挑みたいという決意を表現させて頂いた」と言いわけをする逃げ道を用意している点です。

- ★送電に関する事業者の回答が真実であるかどうか大きな疑義があるため、市から事業者に問い質して下さい。

		ただければと思います。
	・配慮書に記載している地域貢献は具体的にどのようなものを考えているのか。もっと詳細に記載してほしい。	・地域貢献の詳細については、みなさまからいただいたご意見を参考に、検討してまいります。
	・風車は南海トラフ巨大地震や台風能耐えられるのか。自然災害で破損・倒壊するのではないか。	・風車配置の検討段階において、地質等の状況について関係機関等と協議の上、各地点でボーリング調査を実施し、適正な工法・基礎構造を検討し、地震による倒壊のリスクを可能な限り低減した配置とします。今後採用する風力発電機は、国際的な第三者認証機関によって認証を受けた機種になります。また、風力発電機自体の認証とは別に、風力発電所の安全性(耐震性を含む)については、当該地域での自然環境条件に基づいて風車や支持構造物の強度や安全性が設計上担保されていることを第三者機関が審査し、認証したうえで、経済産業省が審査し、安全性を確認することになります。
	・風車が壊れたら直せるのか。そのまま放置されるのではないか。	・倒壊等に対しては十分な対策を取りますが、万が一風車の破損や故障の際は、 <u>保険適用し、施設が運転可能な状態を維持する計画</u> です。

大気環境に関する意見（29 件）

No.	意見の概要	事業者の見解
	・風車から発生する騒音や超低周波音による健康被害が心配。 ・風車の音で夜寝られなくなるのではないか。	・今後の手続きの中で、風車の機種選定や、設置位置からの離隔を十分にとよう計画を検討し、騒音及び超低周波音による影響については適切に予測・評価いたします。 <u>本事業に起因すると考えられる健康被害が発生した際は、事業者が責任を持って直ちに原因や被災状況を調査し、関係機関と協議の上、専門家等の意見も参考としながら、早期の問題解決に努めます。</u>
	・工事車両の通過による排ガス、交通騒音・振動が心配だ。	・工事関係車両の排出する排気ガスや交通騒音・振動については、適切に予測・評価を行った上で、ルート分散、通行時間の制限、警備員配置等による環境への影響の低減を検討しております。

水環境に関する意見（107 件）

No.	意見の概要	事業者の見解
	・水源を山からの水に頼っている地域であり、水環境の調査が不十分である	・今回貴重なご意見を多数いただきましたので、今後の手続きの中で、関係機関との協議、専門家ヒアリング、地域住民のみなさまのご意見を参考とし、引き続き情報収集に努めます。
	・水源の源頭部や尾根に手を入れるべきではない。 ・水源涵養保安林を切るべきではない。 ・開発により流路や水量が変化するのではないか。 ・工事や発電施設、道路の設置によって濁水が発生しやすくなり水質に影響するのではないか。 ・物部川は濁水が発生しやすく、影響も長引くから山	・ご指摘のとおり、水源地の源頭部や上流尾根部の開発は、土壌侵食、水質汚濁、水量や流路の変化等に影響するおそれがあると認識しております。関係機関と協議の上、涵養機能、水量や流路変化に配慮し、詳細な工事計画を検討してまいります。 また、計画に当たっては、現地調査を行い、関係機関

【3】 震災の際の風力発電について

- ①「風車は南海トラフ地震や台風能耐えられるのか？」という質問に対して事業者の直接的な回答がありません。
- ②震災と風車に関しては能登半島の地震をはじめ過去の震災から得られた知見が多数存在します。

- ★市として能登半島の地震による風力発電所の被害の実態や、災害時に発電が可能だったのかについて調査して頂き、南海トラフ地震の際に本事業で起こり得るリスクや事業者が言うように役に立つのかを検証して下さい。
- ★併せて事業者に対しても、能登半島地震の風力発電所の被害や影響について調査を求め、南海トラフ地震の際に本事業でどのような事態が起こり得るのか？事業者はどのような認識を持っているのかを確認して下さい。

【4】 保険について

- ①「風車の破損や故障の際は保険適用」と書かれていますが、保険の内容まで示されていないためどこまで補償され、事業収支や撤去に影響がないものなのか分かりません。この回答だけでは不安が残ります。
- ② 通常の一般的な損害保険の場合、掛け金に応じて補償額も変わってきますが、風力発電の保険はどのようなものなのでしょうか？地震や台風、落雷、事故等の故障や倒壊の際に全額補償されるような保険なのでしょうか？また、掛け金によって補償内容が変わる物なのでしょうか？

- ★加入予定の具体的な保険の内容について市として事業者を確認を行って下さい。

【5】 騒音・低周波音による健康被害の対応について

- ①被害が「本事業に起因する」かどうかを、誰がどのように判断するのかという問題があります。事業者が判断するのであれば、自社に都合の悪い判断はされない可能性が高く信用性がありません。
- ②G F 社は区長会の説明で「今回、音の問題はないと事業者として言い切りたい」と断言しています。事業開始前に既にその姿勢ですから、もし騒音による健康被害が生じたとしても、事業者が自ら認める可能性は現段階でも限りなくゼロに近いと考えられます。
- ③G F 社は問題解決に「務める」としか回答していません。「問題を解決する」とは言い切っていないため、事業者のさじ加減で幕引きが行われる可能性が高いといえます。
- ④住民が被害を科学的に立証することは現実的にほぼ不可能な一方で、事業者が行う調査では自社に都合の悪い調査結果は公表されにくく、住民が泣き寝入りせざるを得ない状況が生じる可能性が極めて高いという構造的な問題があります。

- ★「騒音の健康被害」に限らず、「土砂災害」「道路の陥没」「水の濁り」「水量の減少」等の因果関係の立証が非常に困難な問題があります。それらに対して『本事業に起因するかどうか？』を誰がどのように判断するのか？意見が食い違った場合にどう解決するのか？被害立証に関わる費用を誰が負担するのか？といった争論になる得る点について、「努力する」「検討する」といった曖昧な表現で責任逃れされることがないように、実効性を担保できるレベルの詳細な確認を、市から事業者に行って下さい。

	に手を加えるのは良くない。	と協議の上、専門家ヒアリング等をふまえ、地域住民のみなさまのご意見を参考としながら、適切な設計を検討してまいります。工事中においても、濁水の発生を可能な限り低減するよう対策を実施いたします。また、水源涵養保安林を伐採することになった場合は、同程度以上の面積の代替保安林を確保する計画です。
	・風車の塗装に使われている PFAS によって、水源が汚染されるのではないか。	現在使用されている風力発電機に PFAS による塗装がされていることは認識しております。今後、風車を選定する際には、最新の情報を収集し、使用する塗料についても検討してまいります。

土砂災害に関する意見（89 件）

No.	意見の概要	事業者の見解
	・土砂流出防備保安林を切るべきではない。 ・工事や発電施設、道路の設置によって土砂崩れ・地すべりが発生しやすくなるのではないか。 ・車両の通行や設置した風車の振動によって、脆い地質が崩れ、土砂災害が発生するのではないか。	・計画に当たっては、現地調査を行い、関係機関と協議の上、専門家ヒアリング等をふまえ、地域住民のみなさまのご意見を参考としながら、安全に配慮し、土砂災害を引きおこすことがないよう、適切な設計を検討してまいります。

動物に関する意見（68 件）

No.	意見の概要	事業者の見解
	・計画地は四国に 16～24 頭しかいないとされるツキノワグマの生息地に隣接しており、ツキノワグマを脅かすのではないか。 ・カモシカの生息域であり、カモシカにとって良好な環境が維持されていると考えられる生息域に手を加えるのは影響が大きいと考えられる。 ・サシバの渡りルートに近く、国内外の生態系への影響が大きいのではないか。	・専門家等の意見も踏まえて適切に調査を実施し、本エリアの生息や利用状況の把握に努めます。その結果と関係機関の指導等を踏まえ、事業計画や保全措置の検討を実施し、事業による影響の回避または低減を図ってまいります。
	・コウモリの生息地であり、事業による影響が大きい。 ・風車を建設するならバードストライク・バットストライク対策をとるべきである。	・専門家の助言等も踏まえて、適切な手法、時期に調査を実施し、渡りの状況の把握に努めてまいります。そのうえで、事業計画や最新の知見に基づく保全措置の検討を実施し、事業による影響の回避または低減を図ってまいります。
		・専門家の助言等も踏まえて、適切な手法を用いて調査を実施し、生息状況の把握に努めてまいります。そのうえで、事業計画や最新の知見に基づく保全措置の検討を実施し、事業による影響の回避または低減を図ってまいります。

植物に関する意見（46 件）

No.	意見の概要	事業者の見解
	・植生自然度 10,9 の地域や、特定植物群落「青ザレ山と周辺の植生」の範囲は計画地から除外すべき。	事前の文献資料調査及び現地踏査によって、特定植物群落及び自然度の高い植生が分布している点を認識しており、今後更なる調査を実施により、植生分布を明らかにしたうえで、専門家等の助言を受けブナ林等の伐採を控える等の環境へ配慮した事業計画を検討し、事業による影響の回避または低減を図ってまいり

【6】『検討』について

- ①事業者は回答文中で再三「検討してまいります」「検討を実施」と、『検討』という表現を多用していますが、「検討」とは“考える”と言っているだけなので、対策や行動が伴わなければ本質的に何も意味をなしません。質問への回答としては実質的には何も答えていないに等しい不誠実なものです。
- ②一方で、調査など実際に行うものについては「実施」とちゃんと言い切って表現してあるため、事業者の後ろ向きな姿勢を表わす語尾として『検討』という言葉が使用されていると受けとらざるを得ません。
- ★事業者はどのような意図で「検討する」という言葉を用いているのでしょうか？「検討する」とはどういうことを意味しているのか事業者に問い質して下さい。

	・ブナをはじめとする冷温帯の植物を伐採したら元に戻らない ・高知県は全国一の森林率だが、天然林はわずかしかないため、開発してはいけない。	ます。また、関係機関等と協議を行い、シカ食害対策等の植生保護を検討いたします。 ・現地踏査によって、ブナ林を含む冷温帯の植生が分布している点を認識しており、今後更なる調査を実施により、植生分布を明らかにしたうえで、専門家等の助言を受けブナ林等の伐採を控える等の環境へ配慮した事業計画を検討し、事業による影響の回避または低減を図ってまいります。また、関係機関等と協議を行い、シカ食害対策等の植生保護を検討いたします。 ・今後更なる調査を実施し、植生分布を明らかにしたうえで、専門家等の助言を受け自然林の伐採を控える等の環境へ配慮した事業計画を検討し、事業による影響の回避または低減を図ってまいります。
--	--	--

景観に関する意見（29 件）

No.	意見の概要	事業者の見解
	・巨大な人工物が建つことで手つかずの自然景観が損なわれる。 ・山荘梶ヶ森や天狗塚等の著名な眺望点でも景観調査を行うべき。 ・この地域の特徴である自然景観が損なわれることで、<u>観光客や移住者が減少するのではないかな</u>。	・配慮書に記載した眺望点は、公的な HP や資料に記載されているものとなります。今後の手続きにおいて、いただいたご意見を参考とし、引き続き情報収集に努め、山荘梶ヶ森や住民が日常的に視認する場所として居住地区内の代表的な拠点（公民館等）を追加選定し、本事業の実施によって生じる可能性のある影響を極力回避・低減した計画となるよう検討してまいります。また、景観への影響については、個人によって認識が異なり、様々なご意見がございますので、今後の住民説明会等において、<u>フォトモンタージュをお示しするなど、丁寧な説明を行うようにいたします。</u>

人と自然との触れ合いの場に関する意見（6 件）

No.	意見の概要	事業者の見解
	・人と自然との触れ合いの場に関する調査が不足している。 ・四国百名山の奥神賀山等、多くの登山者に親しまれている山々があるので計画地から除外すべき。	・配慮書に記載した人と自然との触れ合いの場は、公的な HP や資料に記載されているものとなります。いただいたご意見を参考とし、引き続き事業実施想定区域内及びその周辺の登山道、トレイル等の状況把握に努めるとともに、本事業の実施によって生じる可能性のある影響を極力回避・低減した計画となるよう検討してまいります。

その他の意見（62 件）

No.	意見の概要	事業者の見解
	・高板山やその周辺はいざなぎ流の神官たちの修験の場となっている。手をつけてはいけない山城である。 ・安徳天皇潜幸説や平家落人伝説の聖地であり、傷つけて良い場所ではない。計画を撤回するべきである。 ・計画地の尾根周辺には神社や石祠等があるので宮	・今回いただいたご意見を参考としながら、引き続き情報を収集に努め、関係機関等と協議の上、必要に応じて調査を実施いたします。事業の実施に当たっては文化財等に配慮した計画を検討いたします。

【7】景観の影響について

- ①「観光客や移住者が減少するのではないかな」という意見に対して、直接的な回答がありません。
- ②「フォトモンタージュをお示しするなど、丁寧な説明を行う」と回答していますが、フォトモンタージュでの説明を行うというのはただ“説明手法の説明”をしているだけであって、景観に対する影響の低減や観光客や移住者の減少対策に対して何ら回答するものでも寄与するものでもありません。
- ③区長会の際に GF 社は「景観が悪くなるという意見がある一方で観光客が増えたり、山が活性化するという意見もある。」と口頭で説明しています。地元が危惧している景観問題に対して、特に根拠も示すことなく楽観的で言いっぱなしに近い発言をすることは大変無責任な姿勢だと感じています。

★観光客や移住者が減少するという懸念に対して、事業者はどのような根拠をもって上記のような発言をしたのでしょうか？環境ブームだった2000年代初頭ならいざ知らず、近年の風力発電事業で観光客が増えたり山が活性化(?)した事例が存在するのでしょうか？同社の愛媛の事例では風車事業により移住者数の推移はどうなったのでしょうか？また、今回の事業では何をもって観光客が増えるようなことが起こり得ると考えているのでしょうか？それらについて市より事業者に見解の調査を行って頂きたいと思います。

	内庁等と相談し調査が必要である。	
	・航空障害灯で天文台の観測に支障をきたすのではないか。	・計画に当たっては、天文台や関係機関と協議の上、航空障害灯の設置を検討いたします。
	・開発により山から獣が下りてきて獣害が増加するのではないか	・風車の建設によって動物が麓に下りる事例について当社では把握しておりませんが、今後も引き続き情報を収集してまいります。農作物への被害等の獣害につきましては、関係機関と協議の上、関係機関や地元のみなさまと獣害対策を検討したいと考えております。

【８】 獣害に関する知見について

- ①「風車の建設によって動物が麓に下りる事例について当社では把握しておりません」とありますが、日本での調査研究事例が存在しないということでしょうか？それとも研究論文などは存在するのでしょうか？
- ②風車建設による獣害について調査研究事例が存在するのであれば示して頂ければ良いのですが、もし調査研究の事例がないのであれば、それは単に調べられていないだけであり被害がないこととイコールではありません。
- ③既に GF 社は愛媛県で風車建設を行っていますが、そちらの事業でも地元の方から獣害に対する懸念があったと聞いています。自社の愛媛県の事業でシカやイノシシ等の獣害に対して独自に調査研究・検証を行うことが可能だと思いますが、地元の声に応じて調査研究を行われているのでしょうか？

- ★獣害は地域の農林業に影響を及ぼすため、市より事業者に対して以下の調査を行って頂きたいと思います。
- ①風力発電による獣害の研究論文などは既に存在するのでしょうか？
- ②先行する自社事業で調査研究を行なわれているのでしょうか？
- ③本事業についても、環境アセスメントでシカやイノシシ、ハクビシン、サル等の害獣が麓に降りて被害を与えるかどうかについて事前、事後の調査研究がなされるのでしょうか？
- ④もし環境アセスメントで害獣の人里への影響調査が行われない場合、事業者独自で地域の求めに応じて本事業で調査研究を行うつもりはあるのでしょうか？